

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律に基づく「環境報告書の記載事項等（案）」に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に基づいて、環境報告書の記載事項等の案を作成し、本案に関して、平成 16 年 12 月 21 日～平成 17 年 1 月 21 日の間、広く国民の皆様からご意見を募集しました。

本案に寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方については次のとおりです。

（１）意見提出者数及びその概要

・意見提出者数：20名

・項目別意見件数

第一 趣旨	：	1 件
第二 環境報告書の記載事項等 全般	：	1 件
一 事業活動に係る環境配慮の方針等の記載等	：	2 件
二 主要な事業内容、環境報告書の記載等に係る事業年度等の記載等	：	1 件
三 事業活動に係る環境配慮の計画の記載等	：	3 件
四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等の記載等	：	3 件
五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等の記載等	：	7 件
六 製品等に係る環境配慮の情報の記載等	：	5 件
七 環境報告書の利用者等との意見交換等の概要の記載等	：	4 件
全般	：	5 件
その他、「環境報告書の記載事項等（案）」以外に対する御意見	：	30 件

該当箇所	意見内容	意見に対する考え方
第一 趣旨	「本記載事項等は環境報告書に最低限記載すべきと考えられる事項を示したものであり、事業者は本記載事項等に表示されていない事項であっても、国内外で公表されている環境報告書に関するガイドライン等を参考にしつつ、創意工夫し、継続的に記載内容の充実を図るものとする。」を追加すべき。	策定にあたっての法的な根拠を述べたものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。
第二 環境報告書の記載事項等	第二の各記載事項等のタイトルの「記載等」を削除すべき。	ご指摘を踏まえ、削除します。
一 事業活動に係る環境配慮の方針等の記載等	事業者の緒言は、できるだけ自筆によるものとするべき。	自筆に限定する必然性がなく、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	環境配慮の方針があれば、単なる「緒言」は不要であり、削除すべき。	組織全体を統括する代表者の「緒言」は重要であり、原案のとおりとすることが適当と考えます。
二 主要な事業内容、環境報告書の記載等に係る事業年度等の記載等	全ての事業所の所在地を記載すべき。	多数の事業所を有する法人もあるため、原案のとおりとすることが適当と考えます。
三 事業活動に係る環境配慮の計画の記載等	評価のために、「設定した目標や計画の達成または進捗状況」を追加すべき。	達成状況については、第二 - 五に含まれるものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	実務上混乱を生じさせる恐れがあるため、望ましい事項は本基準に盛り込むべきではない。	明確に区別されており、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するため行うべき取組を定めた計画に加え、「当該目標の達成状況」についても記載すべき。	達成状況については、第二 - 五に含まれるものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。
四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等の記載等	評価のために、「体制と運営方法の改善状況」を追加すべき。	体制等は当該事業年度におけるものが記載されるものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。 なお、改善状況の記載を妨げるものではありません。
	「達成するために行った取組に係る体制」を「達成するための体制」に修正すべき。	「体制」の字義を明確にするものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	「目標」と「計画」は内容が異なるため、第二 - 三と同様に「目標」及び「計画」をともに記載すべき。	「目標」は「計画」に含まれており、原案のとおりとすることが適当と考えます。

該当箇所	意見内容	意見に対する考え方
五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等の記載等	「一以上の重要なもの」として、法人の環境への負荷のみを強調しているが、プラスの環境貢献の指標も記載すべき。	法第2条第4項の定義に沿ったものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。 なお、環境に配慮した事業活動の記載を妨げるものではありません。
	第二 - 五「事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録する。」が、重要な環境側面について、環境パフォーマンスを定量的に記載するという意味であれば、「一以上」という表現は削除すべき。	数値化が困難なものについてまで、必ず数値を記載することを求めているわけではないため、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	「目標」と「計画」は内容が異なるため、第二 - 三と同様に「目標」及び「計画」をともに記載すべき。	「目標」は「計画」に含まれており、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	重要な環境負荷ではあるが数値化が困難なものは記載から除かれ、数値化可能なものの中から重要な環境負荷が記載されるといった恐れがあるため、「重要なものの程度を示す数値を記載」を、「重要なものの程度を可能な限り数値をもって記載」に修正すべき。	数値化が困難なものについてまで、必ず数値を記載することを求めているわけではないため、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	「一以上の重要なもの」とは、具体的に何を指すのかを明確に記述すべき。	記載する具体的な情報の内容は、重要性を踏まえて事業者が判断することが適切であり、原案のとおりとすることが適当と考えます。
	当該事業者にとって不利益となる情報が意識的に記載されない怖れがあるため、そのような不利益情報であっても、事業の公共性を勘案し、その情報及び当該事業者が今後取る対策・方針等を環境報告書に記載することを推奨すべき。	記載する具体的な情報の内容は、重要性を踏まえて事業者が判断することが適切であり、原案のとおりとすることが適当と考えます。 なお、こうした不利益情報の記載を妨げるものではありません。
	「事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値」を、「事業活動に伴う、エネルギー・水・その他資源の使用量、及び廃棄物・温室効果ガス・その他の環境負荷物質の排出量など、事業活動に伴う環境への負荷の全体像を示す数値」に変更すべき。	記載する具体的な情報の内容は、重要性を踏まえて事業者が判断することが適切であり、原案のとおりとすることが適当と考えます。

該当箇所	意見内容	意見に対する考え方
六 製品等に 係る環境配慮 の情報の記載 等	業界の標準仕様などとの定量的または定性的な比較をした内容を記載すべき。	事業者が記載の妥当性を判断すべき事項であるため、原案のとおりとすることが 適当と考えます。 なお、記載することを妨げるものではありません。
	実務上混乱を生じさせる恐れがあるため、望ましい事項は本基準に盛り込むべきではない。	明確に区別されており、原案のとおりと することが適当と考えます。
	製品等による環境影響については、「環境への負荷の低減に関する情報」(環境へのプラス影響)のみではなく、拡大生産者責任やLCA的な考え方にに基づき、製品等の利用などによる「環境へ与える負荷」(環境へのマイナス影響およびプラス影響の両方)として整理し、記載すべき。	法第12条に沿ったものであり、原案のと おりとすることが適当と考えます。 なお、製品等に係る環境への負荷の記 載を妨げるものではありません。
	わかりやすい表現にするため、「製品その他の物又は役務の製造、提供等」を「製品その他の物の製造又は役務の提供等」に修正すべき。	ご指摘を踏まえ、「製品その他の物の製 造等又は役務の提供」とします。
	環境への負荷の低減に関する情報のみでなく、環境へ与える負荷全体の情報についても記載すべきであり、「環境への負荷の低減に関する情報」を「環境へ与える負荷に関する情報」に修正すべき。	法第12条に沿ったものであり、原案のと おりとすることが適当と考えます。 なお、環境へ与える負荷全体について の記載を妨げるものではありません。
七 環境報告 書の利用者等 との意見交換	意見を受け付けるための連絡先を記載すべき。	一般的に想定される記載項目のため、 原案のとおりとすることが適当と考 えま す。
	実務上混乱を生じさせる恐れがあるため、望ましい事項は本基準に盛り込むべきではない。	明確に区別されており、原案のとおりと することが適当と考えます。
	「利用者」とは、具体的に何を指すのかを明確に記述すべき。	あらゆる利用者を総称したものであり、 原案のとおりとすることが適当と考 えま す。
	意見交換にあたっては、希望する利用者等が参加可能な公開の場を設けることを推奨すべきであり、また、利用者等との間において行った意見交換等において、当該事業者に不利益となる情報が提供された場合も、事業の公共性を勘案し、その情報及び当該事業者が今後取る対策・方針等を環境報告書に記載することを推奨すべき。	環境配慮の取組や記載の具体的な内 容は、事業者が判断することが適切 であり、原案のとおりとすることが適 当と考 えま す。 なお、不利益情報の記載を妨げるも の ではありません。

該当箇所	意見内容	意見に対する考え方
その他		
全般	<p>具体的に何を記載すべきかがわかりにくいいため、(参考)のような記載事項等の考え方を明記すべき。</p>	<p>事業者が具体的な内容を判断することが適切であり、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>
	<p>本案は、環境報告書作成を促進し、環境配慮の意識を高めると言う観点で、環境報告書作成を義務付けられた独立行政法人、並びに企業にとっても現実的なものであり、環境配慮促進法の意図に十分合致している。</p>	<p>引き続き関係団体等と協力し、本法の円滑な施行に努めてまいります。</p>
	<p>「記録」ないし「記録する」が「記載」ないし「記載する」と共に広範囲に用いられているが、前者は削除すべき。</p>	<p>法8条第1項沿ったものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>
	<p>初めて取り組む者にとって、「環境報告書の記載事項等(案)」は有用である。記載事項等の考え方が述べられている(参考)も、評価できる。</p>	<p>引き続き関係団体等と協力し、本法の円滑な施行に努めてまいります。</p>
	<p>記載事項において、当該事業者と事業上の利害関係を持たない審査者(NPO等を含む)が当該事業者の環境に配慮した事業活動等を審査・評価することを推奨することを記載すべき。</p>	<p>特定の取組の推奨することは、法8条第1項に基づく「記載事項等」に該当しないため、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>
その他	<p>「環境報告書の記載事項等(案)」以外に対する意見。</p>	<p>一般的な御意見として、参考にさせていただきます。</p>

30件